

様式 1 申請に対する処分（審査基準・標準処理期間の設定）について
高压ガス製造施設の位置等の変更許可

所管所属	消防チーム
------	-------

根拠条文

高压ガス保安法第 14 条第 1 項

第 1 種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは整備の変更の工事をし、又は製造する高压ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事を使用とするときは、この限りではない。

一般高压ガス保安規則第 14 条、第 15 条
 液化石油ガス保安規則第 15 条、第 16 条
 コンビナート等保安規則第 13 条、第 14 条

審査基準

1 （法律上の規定による基準）

高压ガス保安法第 14 条第 3 項

第 8 条の規定は、第 1 項の許可に準用する。

都道府県知事は、第 5 条第 1 項の許可の申請があった場合には、その申請を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。

一～三 略

一般高压ガス保安規則第 5 条～第 8 条
 液化石油ガス保安規則第 5 条～第 9 条
 コンビナート等保安規則第 4 条～第 7 条、第 9 条～第 10 条
 冷凍保安規則第 6 条～第 9 条

2 （審査基準）

高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について

（平成 19・06・18 原院第 2 号）

法第 5 条関係

一般高压ガス保安規則第 6 条関係、第 7 条関係、第 8 条関係

液化石油ガス保安規則第 6 条関係、第 8 条関係

コンビナート等保安規則第 5 条～第 7 条関係、第 10 条関係、第 11 条関係

冷凍保安規則第 7 条関係、第 9 条関係

一般高压ガス保安規則関係例示基準（平成 13・03・23 原院第 1 号）

液化石油ガス保安規則関係例示基準（平成 13・03・23 原院第 2 号）

コンビナート等保安規則関係例示基準（平成 13・03・23 原院第 3 号）

冷凍保安規則関係例示基準（平成 13・03・23 原院第 4 号）

標準処理
期間

標準処理機関	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
10日	機関		機関	消防チーム	
	期間		期間	10日	